

令和6年度

第12回定例農業委員会会議録

令和7年3月21日 開催
令和7年3月21日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和6年度 第12回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第15号

令和6年度 第12回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年3月17日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年3月17日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年3月21日 午後 1時30分

閉会 令和7年3月21日 午後 3時12分 (会期1日)

第1日目 (3月21日)

出席委員 17名

1番	笹川 武義	8番	滝川 廣男	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹	16番	松岡 正広
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治	17番	松内 利和
4番	長尾 清	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男	19番	
6番	中島 美紀	13番	福家 範行		
		14番	横井 博美		

議事録署名委員

9番 三好 直樹 委員、 10番 金滝 耕治 委員

欠席

7番 佐藤 裕子 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 副主幹 横井 邦洋 主査 岩部 有起

傍聴人 人

議事日程

令和 7 年 3 月 21 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 7 議案第 5 号 特定農地貸付法に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認申請について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 11 報告第 2 号 農地法第 3 条競売買受的確者証明について

令和 7 年 3 月 定例農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理（國重）

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和6年度第12回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長（笹川）

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、議事進行をお願いします。

議長（笹川）

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、7番 佐藤 裕子 委員です。

よって、農業委員出席者は、17名です。

「会期の決定」ですが、会期は本日1日限りといたします。

「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長（笹川）

本日の議事録署名人には、9番 三好 直樹（みよし なおき ） 委員

10番 金滝 耕治（かなたき こうじ ） 委員

を指名します。

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲渡人の自宅から離れており、譲受人の住宅の近隣に位置していることから、平成 20 年に両者の間で売買契約を結び所有権移転の仮登記をしていました。当時は経営面積の問題から農地法 3 条の許可が得られなかったものの、現在は当時の下限面積 (40a) 以上の経営地があり、下限面積の要件自体も撤廃されたことから、所有権を移転すべく、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 4,716 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。また貸付地が 3.54 m²ありますが、これは暗渠排水として地役権の設定をしているものであり農地として利用されているため問題ないものであります。

取得後の営農計画としては、野菜及び果樹を予定しております。

譲受人の農作業暦は、50 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、耕運機を 1 台、農舎を 80 m²所有してあります。

これまでと同じく野菜、果樹の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地は、自宅の隣接地であることから、徒歩で 1 分未満と通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買 総額 286,202 円

申請地： [REDACTED] 田 746 m²外 2 筆 合計 2,397 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲受人が貸借権を設定し耕作していた農地であり、申請地を手放すことを検討した譲渡人が譲受人に相談し、引き受けることで話がまとまったため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 19,645 m²、借入地が 7,941 m²、合計経営面積が 27,586 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は 45 年、農作業の従事日数は 300 日で、機械の所有状況については、トラクター、トラックを 2 台、コンバイン、耕運機、田植機を各 1 台、農舎を 100 m²所有しております。

また、現在と同じく水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1 km、車で 3 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しない

議案第 2 号-1

- 地図・図面： ██████████ 図面番号 4 条-1
- 申請地： ██████████ 田（現況：農業用施設） 518 m²
- 地種： 第 1 種農地
- 併用地： ██████████ 田 216 m²外 1 筆 合計 561 m²
- 申請者： ██████████
██████████
- 用途： その他（農業用施設）
- 施設の概要： 作業所平屋建 1 棟 200 m²、作業所・事務所平屋建 1 棟 38.88 m²、従業員休憩所平屋建 1 棟 38.88 m²、既設作業所平屋建 1 棟 120 m²合計 561 m²
- 申請事由： その他（農業用施設）
- 説明： **【理由】** 申請地は、圃場整備が行われた農振農用地区域内の 1 種農地であります。
- 申請法人は、周辺の基盤整備を機に立ち上がった法人で、平成 28 年頃から経営が順調に伸び、R3 年にも今回の併せ利用地である 2 筆を転用申請し、農業用施設、農作物の出荷作業所などを建築していました。同時期に今回の申請地である ██████████ を従業員の駐車場用地などに無断利用していました。
- 今回、無断解消も含め、更に手狭になっている作業スペースの確保を目的に作業所の整備を申請するものであり、1 種農地ではありますが、農業振興地域の農用地のまま転用が行えます。
- 2a 未満であれば、用途区分の変更届や農地の異動届を提出していただきますが、調査したところ既存施設で面積を超えていたため、新たな施設と既存施設と併せて申請するよう指導し、申請に至ったものです。
- 申請地を無断で農地外利用していたことについて、始末書を添付していただいています。
- 【資金】** 建設費 800 万円を全額自己資金で賄う。
- 【期間】** 許可後令和 7 年 5 月 7 日～令和 7 年 8 月 31 日
- 【造成】** 特に無し
- 【排水】** 雨水：既設溜桝、既設排水路、自然浸透
汚水：なし
- 【他法令許可】** なし
- 【水利】** ██████████ の同意
- 【隣接同意】** 該当なし

以上、1 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

た、排水の悪い土地は額縁明渠するなどの措置をする。初期成育の活着を促し、定植の時期を遅らせないように早期に畝たてし灌水を多くする。

・**経営管理の合理化については、**

青色申告を行っているが、簿記記帳を定期的に行い、経営分析を詳細におこなっていく。また、各種研修会に参加し、経営手法を取得する。

・**農業従事の態様の改善については、**

繁忙期に人手不足のため、休日が取れていないので、臨時雇用を検討し、繁忙期の労働力を確保することで、定期的な休日がとれるようにしたい。

・**その他の農業経営改善については、**

倉庫内の在庫（農薬等）管理が出来ていないので、農薬の出納簿をつけるなど、在庫管理し、経費の節減を図って、経営安定を目指す。

先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

次期認定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の案件第3について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。金滝委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 金滝委員入室 】

議長

それでは、事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

議案第号 6-1 (更新)

予定認定番号： 16-2-再4号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生年月日： [REDACTED]

営農類型：(R12目標) 水稲、WCS、小麦、ブロッコリー、アスパラガス、ネギ等

生産量目標：(R12目標)

作付品目	現状	R12年目標		
水稲	2,100 a	2,600 a	109,200 kg	(420 kg/10 a)
WCS	700 a	500 a	200,000 kg	(4,000 kg/10 a)
小麦	2,600 a	2,600 a	109,200 kg	(420 kg/10 a)
ブロッコリー	550 a	500 a	50,000 kg	(1,000 kg/10 a)
アスパラガス	92 a	122 a	24,400 kg	(2,000 kg/10 a)
ネギ	1,000 a	1,200 a	360,000 kg	(3,000 kg/10 a)
サニーレタス	— a	500 a	100,000 kg	(2,000 kg/10 a)
スイートコーン	180 a	—	—	—

目標所得： 1,500 万円

年間労働時間 1,707 時間

農業経営改善の方向の概要：

[REDACTED] は、平成 17 年に法人を設立し認定農業者となり今回が 4 回目の更新です。

現状：水稲、小麦、ブロッコリー、ネギなどを主としての複合経営であり、今後 5 年間の計画としては、水稲・ネギ・アスパラは規模拡大、WCS・ブロッコリーは縮小、また、スイートコーンは作付けをやめ、新たにサニーレタスを作付けするものです。

労働力は、常時役員 3 名が全般業務を担当し、雇用は、常時雇用で 15 人、臨時雇用 5 人を述べ 600 人。

・生産方式、農業従事の態様については、

作付品目が多様であり、ブロッコリーの収穫などには多くの時間と労力がかかっているため、作目ごとの責任者の配置や、労働配分を考えた品目選定を行い、労働力を分散し、労働時間の平準化を図るとともに、大型機械、作業機の導入などで作業の効率化、作業時間の短縮を図る。

・経営管理の合理化については、

各部門での管理を徹底し、簿記記帳と併せた、より詳細な経営分析を行い、経営改善に役立てたい。また、販売担当の取締役を入れたので販売により力を入れる。

・その他の農業経営改善については、

作業の効率化を図る観点から、機械・設備の導入などの資本整備の充実を図る

め、補助事業やリース事業、低金利の制度資金を有効に活用したい。

先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも承認されています。

次期認定期間 令和7年3月29日～令和12年3月28日

議案第6号-2（更新）

予定認定番号 : R1-4号-再1

申請者 :

住所 :

生年月日 :

営農類型 : (R12目標) 水稲、麦、ブロッコリー

生産量目標 : (R12目標)

	現状	R12年目標		
水稲	500 a	800 a	40,000 kg	(500 kg/10 a)
麦	560 a	800 a	32,000 kg	(400 kg/10 a)
ブロッコリー	— a	50 a	4,000 kg	(800 kg/10 a)

目標所得 : 408万円

年間労働時間 150時間

農業経営改善の方向の概要 :

は、令和2年に法人を設立し認定農業者となり今回が1回目の更新です。

現状：水稲、麦の複合経営であり、今後5年間の計画としては、新たにブロッコリーを作付けすること。水稲・麦については、規模拡大するものです。

労働力は、常時役員5名が全般業務を担当し、雇用はなし。

・生産方式の合理化については、

地域内農地を集約し遊休農地の解消に努めるため営農組合を組織運営しているが、現状、組合員所有の機械と組合所有の機械を使用して生産しているが、リース料等経費がかかっている。経費節減のため、高性能大型機械の導入を行い効率化し、コスト低減を図る。

・経営管理の合理化については、

青色申告を行っており、簿記記帳結果を基に経営分析を行っていきたい。今後も、法人研修会等への参加など、組合員の意識向上を図り、経営の合理化・安定化を図る。

・農業従事の態様の改善については、

新たな組合員の確保が現状の課題であり、後継者の育成を図るとともに、現状では、組合内で役割分担の明確化やオペレーターとして育成していく。

・その他の農業経営改善については、

機械や資材保管倉庫・作業ハウスが無いため、作業効率が悪いので、今後は補助事業やリース事業、低利の制度資金等を活用し、資本設備の充実を図るとともに、運転資

金を確保する。

先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも承認されています。

次期認定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（笹川）

議案第6号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長（笹川）

続きまして、議案第7号について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第7号「令和7年度の目標の設定について」説明します。この内容については、農業委員会法により公表することとなっています。

令和7年度の最適化活動の目標の設定等についてです。

令和7年4月1日現在の概要は、総農家数1,670戸、基幹的農業従事者数1,083人、認定兼業者数は93経営体となっております。農家数及び農業従事者数については直近の農林業センサスに基づく数値です。

続いて最適化活動の成果目標です。

(1) 農地の集積についてですが、こちらは現時点では集積面積、集積率が確定していないため、現時点で集計している仮の数値を記載しております。現時点で未確定の数値については、確定後数値を修正し、公表することとします。なお、現段階の暫定値としては、これまでの集積面積が633ha、集積率が32.6%となっております。昨年の集積面積が608ha、集積率が31.0%でしたので、25ha(1.6%)の増加となります。課題については、記載しているように基盤整備事業の実施地区においては担い手への集積・集約化が進んでおりますが、大規模経営を行う担い手が少なく、担い手全体として高齢化も見受けられるため、新たな担い手特に若年層の担い手確保が急務となっている状況です。

続いて最適化活動の目標ですが、こちらと同様に現時点では未確定となっておりますので現段階で集計した数値を記入しております。集積率につきましては、令和12年度に67%にすることを香川県が掲げていることから、その目標を綾川町にも当てはめることには変わりありません。今後6年間で集積率を67%へもっていくため、現状との差を残年数で案分して今年度の集積率の目標及び、新規集積の面積を決定することとなります。

(2) 遊休農地の解消ですが、こちらも現段階では集計が確定していないため現段階で集計した数値を記入しています。昨年は緑区分が28ha、黄区分が29ha、合計で1号遊休農地が57haでしたので、

申請地： [REDACTED] 田 1,716 m²外 3 筆 合計 4,758 m²

解約日：令和 7 年 2 月 28 日

説 明：耕作者死亡による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

転貸人：高松市仏生山町 （公財）香川県農地機構

申請地： [REDACTED] 田 788 m²外 1 筆 合計 1,119 m²

解約日：令和 7 年 2 月 28 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告 1-3

賃貸人： [REDACTED]

賃借人：高松市仏生山町 （公財）香川県農地機構

申請地： [REDACTED] 田 1,398 m²外 2 筆 合計 4,809 m²

解約日：令和 7 年 1 月 10 日

説 明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。なお本案件は、2 月農業委員会において報告した解約に係る案件で、2 月に耕作者と農地機構の合意解約を報告し、今月、農地機構と土地所有者との合意解約を報告するものです。
なお、解約後は所有者にて農地を管理するものと聞いております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（笹川）

報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長（笹川）

続きまして、報告第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 3 条競売買受適格証明について説明致します。今月は 4 件で全て同一物件の競売入札に関する案件です。

今回の [REDACTED] 地方裁判所民事部不動産執行係の行う、担保物件の競売入札については、 [REDACTED] から [REDACTED] まで行われます。競売に参加しようとする者は、耕作目的の競売買受適格証明

を受ける必要がありますので、事務局にて申請内容を審査した上で問題ないと判断し農業委員会会長へ報告したうえで競売買受適格証明を行っております。

提出された農業委員会は、その後の事務処理の迅速化を図るため、証明と同時に3条許可の審議を同時に行うこととなっており、農業委員会で承認を受ける必要があります。

報告第2号-1

地 図： [REDACTED]

権利等： 証明願

申請地： [REDACTED] 田 3,041 m²外1筆 合計6,528 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 高松地方裁判所民事部不動産執行係の行う入札(競売)に参加するため、農地法第3条の買受適格者証明願の申請を行うものです。

申請者の経営面積は18,250 m²で、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

申請人の農作業の従事日数予定は、250日で、作付け品目は、水稻を予定しています。水稻の作付け計画であることから、周囲への影響は無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、1km、車で5分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

報告第2号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 証明願

申請地： [REDACTED] 田 3,041 m²外1筆 合計6,528 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： [REDACTED]地方裁判所民事部不動産執行係の行う入札(競売)に参加するため、農地法第3条の買受適格者証明願の申請を行うものです。

申請者の経営面積は5,639 m²で、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

申請人の農作業の従事日数予定は、100日で、作付け品目は、水稻を予定しています。水稻の作付け計画であることから、周囲への影響は無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、5km、車で10分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

議案第2号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 証明願

申請地： [REDACTED] 田 3,041 m²外1筆 合計6,528 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： [REDACTED] 地方裁判所民事部不動産執行係の行う入札(競売)に参加するため、農地法第3条の買受適格者証明願の申請を行うものです。

申請者の経営面積は綾川町にはないものの [REDACTED] にて 7,960 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されていること、 [REDACTED] 農業委員会に確認しております。

申請人の農作業の従事日数予定は、160日、作付け品目は、水稻、麦を予定しています。水稻、麦の作付け計画であることから、周囲への影響は無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、13km、車で22分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

議案第2号-4

地 図： [REDACTED]

権利等： 証明願

申請地： [REDACTED] 田 3,487 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： [REDACTED] 地方裁判所民事部不動産執行係の行う入札(競売)に参加するため、農地法第3条の買受適格者証明願の申請を行うものです。

申請者の経営面積は [REDACTED] にはないものの [REDACTED] にて 6,021 m²あり、現所有農地については、全て適切に維持管理されていること、 [REDACTED] 農業委員会に確認しております。

申請人の農作業の従事日数予定は、200日、作付け品目は、ソバ、ニンニクを予定しています。ソバ、ニンニクの作付け計画であることから、周囲への影響は無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、19km、車で25分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

また、これらの案件につきましては落札後に、 [REDACTED] 地方裁判所の落札証明等を受け、農地法3条の申請が即時、出されることとなります。その際には、当該競売買受適格証明の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、定例会の審議なく許可してよろしいか、あわせてご審議の程よろしく申し上げます。

議長（笹川）

報告第2号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長（笹川）

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案のうち、

議案第 6 号の案件第 3 号を除く 議案第 1 号から議案第 7 号について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長（笹川）

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

会長（國重）

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 12 回定例農業委員会を閉会いたします。

午後 3 時 12 分 閉会

議事録署名人

議 長

委 員

委 員
